

令和7年9月3日

五所川原市教育委員会
教育長 原 真 紀 殿

五所川原市通学区域審議会
会長 竹林 順三



通学区域の一部変更について（答申）

令和7年9月3日付け、五教学発第468号で諮問のあった下記事項は、適当であると認めます。

記

- 1 松島小学校の通学区域のうち、唐笠柳字藤巻の一部（旧五所川原商業高等学校跡地周辺）を中央小学校の通学区域とする。
- 2 松島小学校の通学区域のうち、唐笠柳字藤巻の一部（つがる克雪ドーム周辺）及び唐笠柳字村崎の一部を栄小学校の通学区域とする。
- 3 通学区域の変更は、令和8年4月1日とする。

